報告第２２号

平成３０年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度における久喜市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年９月３日提出

久喜市長　梅　田　修　一

財政健全化に関する比率

健全化判断比率　（単位：%）

実　質　赤　字　比　率	－	（１１．７７）
連結実質赤字比率	－	（１６．７７）
実　質　公　債　費　比　率	６．５	（２５．０）
将　来　負　担　比　率	１６．６	（３５０．０）

備考

１　実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「－」を記載しています。

２　早期健全化基準を、括弧内に記載しています。

資金不足比率　（単位：%）

農業集落排水事業特別会計	－	（２０．０）
土地区画整理事業特別会計	－	（２０．０）
水　道　事　業　会　計	－	（２０．０）
下　水　道　事　業　会　計	－	（２０．０）

備考

１　いずれの特別会計においても資金不足額が生じていないことから、資金不足比率については、「－」を記載しています。

２　経営健全化基準を、括弧内に記載しています。

写

久監査第１９４号
令和元年８月９日

久喜市長　梅　田　修　一　様

久喜市監査委員　菊　地　雅　之
久喜市監査委員　並　木　隆　一

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により審査に付された平成３０年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

別紙

平成３０年度　財政健全化審査意見書

１　審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

（単位：%）

健全化判断比率	平成３０年度	平成２９年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	―	―	11.77
② 連結実質赤字比率	―	―	16.77
③ 実質公債費比率	6.5	7.0	25.0
④ 将来負担比率	16.6	26.2	350.0

（2）個別意見

① 実質赤字比率について

平成 30 年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の 11.77%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成 30 年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化基準の 16.77%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成 30 年度の実質公債費比率は 6.5%となっており、前年度より 0.5 ポイントの減となった。

早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

平成 30 年度の将来負担比率は 16.6%となっており、前年度より 9.6 ポイントの減となった。

早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

（3） 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

写

久監査第１９５号
令和元年８月９日

久喜市長　梅　田　修　一　様

久喜市監査委員　菊　地　雅　之
久喜市監査委員　並　木　隆　一

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により審査に付された平成３０年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

別紙１

平成３０年度　農業集落排水事業特別会計（法非適用企業）
経営健全化審査意見書

１　審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

（1）　総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	―	―	(%) 20.0

（2）　個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の20.0％と比較すると、良好な状態にあると認められる。

（3）　是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙２

平成３０年度　土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）
経営健全化審査意見書

１　審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

（1）　総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	―	―	(%) 20.0

（2）　個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の20.0％と比較すると、良好な状態にあると認められる。

（3）　是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙３

平成３０年度　水道事業会計経営健全化審査意見書

１　審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

（1）　総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	―	―	(%) 20.0

（2）　個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

（3）　是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙４

平成３０年度　下水道事業会計経営健全化審査意見書

１　審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	―	―	(%) 20.0

（2）個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

（3）是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。